

第58回中小企業団体全国大会決議

平成18年10月19日
全国中小企業団体中央会
都道府県中小企業団体中央会

広げよう連携の絆 新たなる飛躍のとき

我が国企業の99.7%を占める中小企業は、雇用の7割を支え、製造業出荷額の5割超、卸売業販売額の6割超、小売業販売額の7割超のウェイトを占めており、まさに我が国経済社会の活力の源、国の礎である。

開廃業率の逆転現象は依然として継続しているが、開業率が上向きに転じる一方、廃業率も増加しており、その差はさらに拡大してきている。

倒産件数は、沈静化傾向にあるといわれてきたが、昨年度底を打ち増加基調に転じ、本年度に入り着実に増加しており、しかも、不況型倒産の構成比が7割を超えるなど従来の景気低迷期と変わっておらず、事業不振に苦しむ中小企業の倒産がベースとなっている。

我が国の景気は、デフレから脱却しつつあるとされているが、地域間の跛行性は大きく、地方経済と中小企業は振るわず、多くの中小企業は受注量の減少、収益の低下に苦しんでいる。量的繁忙を極めている企業においても、原材料の高騰、単価引下圧力によって利益を確保することができないままである。

また、原油価格の高騰はあらゆる業種を直撃しており、ゼロ金利解除による金利上昇なども含め、企業業績の減速懸念などの不透明要因を抱え、多くの中小企業は依然として収益低迷と過剰債務に悩まされている。

大企業を中心に景気回復が喧伝されているが、中小企業においては、未だ景気回復を実感するにはほど遠い状況に置かれているものが圧倒的多数を占めており、いわゆる「格差の拡大」を実感として受け止めている中小企業が多数に上っている。

したがって、景気回復の効果を中小企業に広く及ぼすため、政府は積極的な経済対策、中小企業対策を講ずるべきである。

近年、科学技術創造立国の実現、産学官連携の強化が国を挙げての重要課題とされているが、これを実現させるためには、大学・研究機関と大企業の連携だけでなく、より多くの中小企業との連携を広く進めることが必要であり、そのためには、中小企業が相互に経営資源を補完し、知識と技術を持ち寄り協同して取組みを進める中小企業組合を連携の中核に位置付けることが極めて有効である。

また、中小企業対策としても、このような国を挙げての重要課題を推進する態勢

を整えるべきであり、今こそ、国の責任において中小企業対策を大胆に、かつ、積極的に展開していくべきである。

もとより中小企業基本法は、国の責務として、中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者の交流又は連携の推進、中小企業者の事業の共同化のための組織の整備、中小企業者が共同して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずることを定めている。

意欲と能力のある中小企業はもちろん、多くの中小企業が将来に向かって希望を持って挑戦していけるよう、中小企業対策、とりわけ、創業・起業の促進、新連携の推進、新事業展開などの視点から、中小企業連携組織対策を中小企業政策の中核として位置付け、抜本的に強化するべきである。

また、これら事業の遂行を担う連携支援機関である中小企業団体中央会の指導体制の整備及び事業遂行に対する強力な政策支援は必要不可欠であり、万全の措置を講ずるべきである。

政府は、全国430万中小企業が、企業家精神を大いに発揮し、生き生きと経営に励むことができるよう、中小企業政策が国の最重要課題であることを再認識し、本大会が決議した事項を早急に実現すべきである。

1 . 中小企業対策・中小企業連携組織対策の拡充・強化、組合制度のさらなる改善

景気回復の効果を広く中小企業が享受できる確かなものとし、持続可能な経済成長の腰を折ることのないよう慎重な経済運営に努めること。

特に、中小企業が創業・経営革新・新連携・産学官連携等に積極果敢に取り組んでいけるよう、中小企業対策予算の大幅増額など、中小企業対策全体を拡充すること。

国・地方公共団体は、中小企業連携組織対策を中小企業対策の重要な柱として位置付けを強化し、同対策の拡充・強化に万全を期すること。

中小企業組合制度のさらなる改善のための検討を開始すること。

【具体的な要望事項】

1 . 慎重な経済運営並びに積極的な経済対策、中小企業対策

中小企業の圧倒的多数は景気回復を実感できていない状況にあることから慎重な経済運営に努めるとともに、景気回復の効果を中小企業に広く及ぼすため積極的な経済対策、中小企業対策を講ずること。

2 . 中小企業対策・中小企業連携組織対策の拡充強化

我が国中小企業が創業・経営革新・新連携に果敢に取り組むためには、中小企業対策予算の大幅増額など中小企業対策全体を拡充すること。

特に、中小製造業の競争力の維持・強化及び技術・技能の継承のため、中小企業のものづくり対策を一層拡充・強化すること。また、地域経済の活性化を図るため、地域資源を活用した新たな取組みに対する支援策を講ずるなど、地域中小企業対策全体を拡充・強化すること。

また、全国各地の中小企業が事業協同組合等の連携組織に結集して取り組む経営革新・新事業展開等を全面的に支援する中小企業連携組織対策については、国・地方公共団体は、中小企業対策の重要な柱として位置付けを強化するとともに、同対策の実施を担う中小企業団体中央会の指導体制の整備に万全を期すること。

3 . 組合制度のさらなる改善

LLC、LLP等中小企業が活用し得る新たな組織形態が現出する中において、中小企業組合が創業、新連携等の受け皿として最大限活用できるよう、組合制度のさらなる改善のための検討を開始すること。

【背景・理由】

1．慎重な経済運営並びに積極的な経済対策、中小企業対策

近年の規制緩和、構造改革の断行は、我が国経済活性化に向けた効果をもたらしつつあるものの、その波及は一部の産業や大企業に限定されたものとなっている。このことは、企業間格差・地域間格差の拡大をもたらしており、憂慮すべき事態を招いている。

大企業を中心に景気回復が喧伝されているが、我が国企業の99.7%を占める中小企業においては、未だ景気回復を実感するにはほど遠い状況に置かれているものが圧倒的多数を占めており、格差の拡大を実感として受け止めている中小企業が多数に上っている。

原油価格・原材料価格の高騰、金利上昇など、景気の腰折れ要因を抱える中において、我が国経済の活力の源泉である中小企業が意欲をもって事業に取り組んでいけるよう、慎重、かつ、適切な経済運営に努めることが肝要であり、一方で、積極的な経済対策、中小企業対策、中小企業連携組織対策により、景気回復の波を全国のあらゆる地域の中小企業にまで及ぼすことが必要である。

2．中小企業対策、中小企業連携組織対策の拡充強化

中小企業が創業・経営革新・新連携など、我が国経済活性化のために積極果敢に取り組んでいくためには、中小企業対策予算の大幅増額など中小企業対策全体を拡充することが必要である。

特に、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」(平成18年6月施行)は、基盤技術に着目した裾野の広い中小企業の支援策として大いに期待されており、同法に基づく認定計画が円滑に作成でき、その実現を図ることができるよう市場化に対する支援策を一層拡充・強化するとともに、17技術以外の技術分野も対象とすべきである。

さらに、ものづくりの現場を支えてきた団塊の世代が一斉に引退を迎える中で、中小企業が今後もものづくりの優位性を維持するため、技術・技能を世代間、産業間で継承していくための教育・人材育成を社会システムとして整備していくとともに、中小企業組合を活用した共同教育訓練への支援策を充実することが必要である。

また、地域経済を担う中小企業が、産地の技術、地域の農林水産品、伝統文化等の地域資源を活用した新たなビジネスが的確に事業化されるよう、地域中小企業対策全般を拡充・強化する必要がある。

一方、平成18年の通常国会の衆参両院の経済産業委員会の附帯決議は、政府に対し、中小企業組合が組合員による自治のもと、事業の健全な運営を確保し信頼性の向上を図ることができるよう、次の諸点について適切な措置を講ずるべき

であることを求めた。

改正組合法等の周知徹底の支援のための相談体制等の強化。

中小企業組合の活動の一層の活性化に資するための組合運営に関する知識・経験の豊富な人材の育成や組合組織の活用事例等の情報提供に対する積極的な取組み。

中小企業組合が創業及び新連携等の受け皿として今後も活用されるためのさらなる環境整備。

昨今の社会経済情勢の変化に適確に対応するための今後の中小企業組合制度の在り方についてのさらなる検討。

この附帯決議の趣旨を踏まえ、中小企業が事業協同組合等の連携組織に経営資源を結集して個々の中小企業の経営革新や産学官連携、創業の促進を全面的に支援する中小企業連携組織対策について、国・地方公共団体とも、中小企業対策の重要な柱として位置付けを強化するとともに、同対策の実施を担う連携組織に対する専門の支援機関である中小企業団体中央会の指導體制の整備に万全を期することが必要である。

とりわけ、中小企業組織の新たな戦略構築を指導・支援していくコーディネータとして、中小企業団体中央会指導員の能力強化を図ることが必要である。

また、組合の次代を担う青年経営者による新事業活動や女性経営者による組織活動が活発化していることにかんがみ、こうした活動を推進するための環境整備を進めるとともに、戦略的な取組みを積極的に支援していくための措置を早急に講ずるべきである。

さらに、都道府県の財政状況が厳しい中であっても、中小企業組合等連携組織を通じた中小企業振興が地域経済活性化に多大な貢献をしていることから、都道府県における中小企業連携組織対策事業費補助金を拡充するとともに、各地域において中小企業組合等連携組織を支援する中小企業団体中央会の指導・支援体制をより一層整備することが是非とも必要である。

3．組合制度のさらなる改善

(1) 創業・再チャレンジ組織である企業組合に対する積極的支援

近年の規制緩和、構造改革の断行は、我が国経済活性化に向けた効果をもたらしつつあるものの、その波及は一部の産業や大企業に限定されたものとなっている。

このことは、企業間格差の拡大や中小企業の倒産・廃業の増加を招き、我が国企業数の急激な減少をもたらすとともに、倒産・廃業の増加は、高年齢失業者やフリーター、ニート増加の発生要因ともなっており、憂慮すべき事態を招いている。

このような状況を打開していくためには、創業対策と雇用対策が一体化された「創業・再チャレンジ」のための政策の実施が不可欠であり、一握りのオンリー

ワン企業やベンチャー企業の育成に向けた環境整備だけでなく、高年齢失業者、フリーター、ニート、倒産・廃業した経営者が再チャレンジしやすい環境を整備していくことが喫緊の課題となっている。

中小企業組合の中でも、「企業組合」は、創業・再チャレンジ組織として有効に機能を発揮し得る組織であり、リタイアした者や主婦、学生などの個人が資本と労働を持ち寄り、就業の場を創造し、持てる力と意欲を発揮して、事業を開始できる組織である。企業組合を活用した創業・再チャレンジを飛躍的に増加させるための環境の整備が必要である。

企業組合制度をさらに広く普及していくことは、もとより中央会が積極的に推進すべき責務であるが、企業組合を活用した創業・再チャレンジを飛躍的に増加させるための環境の整備が是非とも必要である。

(2) 中小企業組合が創業、新連携等の受け皿として最大限活用されるためのさらなる改善の検討の開始

LLC、LLP等中小企業が活用可能な新たな組織の選択肢が増加する中において、中小企業組合が創業、新連携等の受け皿として最大限活用されるよう、さらなる改善が求められており、見直しのための検討を開始する必要がある。

2 . 中小企業金融対策の拡充

構造変化や景気変動等の外部要因の影響を受けやすい中小企業を金融面から支援するため、政策金融改革における中小企業金融機能の維持・強化、担保や保証に依存しない融資や再生・再挑戦に対する金融制度の充実、信用補完制度の適正な見直しなど、中小企業金融対策を拡充すること。

【具体的な要望事項】

- 1 . 政策金融改革の実施に当たっては、商工中金、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫が中小企業金融に果たしてきた機能が引き続き十分発揮されるよう制度的に措置するとともに、とりわけ商工中金の新体制への移行に際して、既存の利用者や民間出資者の権益が侵害されたり、新たなコスト負担が生じたりすることのないようきめ細かな配慮をすること。
- 2 . 不動産担保や人的保証に過度に依存しない融資並びに再生段階にある中小企業や再挑戦を目指す起業家に対する金融支援を充実させること。
- 3 . 信用補完制度における責任共有制度（部分保証等）の導入に当たっては、中小企業に対する貸し渋り等が再燃することのないよう万全の措置を講ずること。
- 4 . 独立行政法人の融資業務として見直し対象となっている高度化事業（高度化資金貸付制度）については、制度を維持・発展させること。なお、その際、金利負担の軽減、借換制度の創設等、環境変化に対応した改善・見直しを行うこと。
- 5 . 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）については、共済金貸付限度額の引き上げ、償還期間の弾力化等、制度の拡充を図ること。

【背景・理由】

1 . 政策金融改革における中小企業金融機能の維持・強化

政策金融改革については、平成18年6月、政策金融改革推進本部において、中小企業金融公庫や国民生活金融公庫を含む5機関を統合して一つの新政策金融機関とするほか、商工中金を完全民営化することとし、遅くとも次期通常国会に法案を提出すること等を内容とする「政策金融改革の制度設計」が決定された。

商工中金については、完全民営化への移行期においては、金融債の発行の継続、預金資格制限の撤廃などによる円滑な資金調達基盤の確保、政府出資のか

なりの部分の準備金化などによる強固な財務基盤の確立、などの措置がとられることとされ、完全民営化後においては、中小企業団体及びその構成員向けの金融機関としての機能の維持、危機対応時の指定金融機関としての資金供給が明記されている。

今後、関連法案の作成に当たっては、引き続き商工中金は特別な法律に基づく組織として中小企業の振興・発展に寄与することを明記し、中小企業の要請に応え得る金融機関として将来にわたって存続することが明確になるとともに、新体制への移行に際して、既存の利用者や民間出資者の権益が侵害されたり、新たなコスト負担が生じたりすることのないようきめ細かな配慮が必要である。

2．担保や保証に依存しない融資や再生・再挑戦に対する金融制度の充実

一部の金融機関においては、財務制限条項を活用した融資商品やスコアリングモデル（信用格付モデル）を活用したビジネスローン、動産・債権譲渡担保融資等を通じて、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資に対する取組みが見られるが、これらの動きを積極的に推進し、中小企業の資金調達手段の多様化をなお一層進める必要がある。

また、起業や事業再生を促進するためには、金融面からの支援は不可欠であるが、再挑戦を目指す起業家や地方を中心に少なからず存在する再生段階にある中小企業に対して資金を供給する主体は極めて限定的であることから、再生・再挑戦に対する金融制度を充実させる必要がある。

3．信用補完制度の適正な見直し

信用補完制度の抜本の見直しに伴い、リスク考慮型料率体系の導入に加え、金融機関の責任共有制度（部分保証等）が導入される予定であるが、これにより制度の利用者である中小企業に対する貸し渋り等が再燃することのないよう万全の措置を講ずる必要がある。

4．高度化事業の維持・発展

独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う高度化事業（高度化資金貸付制度）については、政策金融改革の趣旨を踏まえた見直しの対象とされているが、これまで高度化事業が中小企業の経営基盤の強化や地域経済の活性化に果たしてきた役割の重要性にかんがみ、制度を維持・発展させる必要がある。なお、その際、金利負担の軽減や借換え制度の創設、各種要件緩和等、環境変化に対応した改善・見直しを行うことが必要である。

5 . 中小企業倒産防止共済制度の拡充

中小企業のセーフティネット制度である中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）については、取引金額の増加等に対応するため、共済金貸付限度額の引上げ（掛金倍率の引上げを含む）等、制度の拡充を図るとともに、償還期間の弾力化、貸付手続きの簡素化・短縮化を行い、制度の利便性向上に努める必要がある。

3 . 信用組合に対する支援の充実

中小企業金融の円滑化と地域経済の振興・発展に重要な役割を果たしている信用組合が、相互扶助による協同組織の金融機関として、今後もその機能を有効に果たすことができるよう、必要な措置を講ずること。

【具体的な要望事項】

- 1 . 信用組合業界に対する金融検査や新しい自己資本比率規制の適用等については、協同組織の金融機関である信用組合の特性と経営実態に十分配慮した弾力的な運用を行うこと。
- 2 . 郵便貯金銀行の業務のあり方については、地域金融の現場において混乱を来たさぬよう、信用組合をはじめとする民間金融機関と公平な競争条件を確保するとの観点から、以下の措置を講ずること。
 - (1) 郵便貯金銀行と郵便事業会社等との顧客情報を遮断すること。
 - (2) 完全民営化移行期間中は、貸出業務への進出や預入限度額の引上げ・撤廃は行わないこと。

【背景・理由】

1 . 金融検査等の弾力的運用

金融検査評定制度をはじめとする金融検査や検査モニター(アンケート調査)、新しい自己資本比率規制等への対応については、取引先や経営形態が銀行とは異なる信用組合に対し、収益向上のために多様なリスクを取っていく他業態と同様の管理体制を一律に求めることには問題がある。

これらの運用に当たっては、協同組織金融機関としての信用組合の独自性に十分留意する必要がある。

2 . 郵便貯金銀行の業務のあり方

200兆円を超える巨大な資金量を有し、かつ、地域の膨大な個人情報保有する郵便貯金銀行が、資金の運用先を求め、完全民営化を待たずに貸出業務に進出することは、地域社会の一員として中小零細企業を支援し、地域経済の立て直しに努力している信用組合をはじめとする地域金融機関の経営に対し大きな影響を及ぼし、結果として、中小零細企業の経営や地域経済そのものに大きな混乱をもたらすものとなる。

さらに、家計の小口資金を取り扱う郵便貯金は、地域金融機関の預金業務と競合関係にあることから、完全民営化移行期間中の預入限度額の引上げ・撤廃は、地域金融機関の資金調達を圧迫し、ひいては地域の中小零細企業に対する金融の円滑化に影響を及ぼしかねない。

したがって、郵便貯金銀行（平成19年10月発足予定の株式会社ゆうちょ銀行）の業務のあり方については、地域金融の現場に無用な混乱を来さぬよう、信用組合をはじめとする民間金融機関と公平な競争条件を確保するとの観点から必要な措置を講ずる必要がある。

4 . 中小企業関係税制等の充実・強化等

中央と地方や規模による企業間の格差拡大、中小企業数の減少という憂慮すべき状況に対処するとともに、中小企業が我が国経済の担い手としての役割を果たして行けるよう、今後とも中小企業関係税制、中小企業組合関係税制等の充実・強化を図ること。

消費税については、安定財源の確保だけを目指した拙速な引上げの議論は行わないこと。

【具体的な要望事項】

1 . 中小企業関係税制の充実・強化

- (1) 中小企業基本法に倣い中小法人の定義を資本金等 3 億円以下とすること。
- (2) 中小法人に対する法人税の軽減税率を引き下げるとともに、その適用所得範囲を引き上げること。
- (3) 中小法人に対する交際費の損金算入限度額を引き上げること。
- (4) 中小同族会社に対する留保金課税を廃止すること。
- (5) 青色申告者に対する事業主報酬制度を創設すること。
- (6) 地域資源を活用し新商品等の開発・提供を行う中小企業に対する設備投資減税を創設すること。
- (7) 適用期限の到来する次の租税特別措置等を延長すること。また、適用期限の到来しない国税の特別措置、地方税の特例措置の廃止・縮減は行わないこと。

中小企業等基盤強化税制

商工組合中央金庫、信用保証協会の抵当権設定登記等の登録免許税の税率軽減措置

2 . 中小企業組合関係税制の充実・強化

- (1) 中小企業組合の法人税率を大幅に引き下げること。
- (2) 企業組合及び協業組合の法人税率を事業協同組合等と同率になるよう引き下げるとともに、設立間もない企業組合に対する法人税率の軽減措置を創設すること。
- (3) 事業協同組合等が行う共済事業の共済掛金に対して生命保険料控除、保険金等で取得した固定資産等の圧縮記帳、保険金等の相続税の適用除外措置を適用すること。
- (4) 火災共済協同組合が実施する地震火災費用見舞金及び地震見舞金に対する税制措置を創設すること。

(5) 適用期限の到来する次の租税特別措置等を延長すること。また、適用期限の到来しない国税の特別措置、地方税の特例措置の廃止・縮減は行わないこと。

事業協同組合等の留保所得の特別控除（漁業協同組合等の留保所得の特別控除）

中小企業等の貸倒引当金の特例（中小企業組合等に対する割増し措置）

火災共済協同組合等の異常危険準備金の損金算入（10年洗替保証限度率の引上げを含む）

3. 企業活動全般の活性化のための税制の充実・強化

(1) 減価償却制度を抜本的に見直すとともに、中小企業者等に対する少額減価償却資産の特例及び少額減価償却資産の取得価額の損金算入の対象資産価額を引き上げること。

(2) 環境税は創設しないこと。

4. 消費税の見直しに関する議論

(1) 安定財源の確保だけを目指した拙速な引上げの議論は行わないこと。

(2) 納税事務を担う多くの中小企業への直接・間接の影響を無視した引上げの議論は行わないこと。

【背景・理由】

1. 中小企業関係税制の充実・強化

(1) 法人税法上の中小法人定義の見直し

国の中小企業に対する支援方針を示す中小企業基本法の中小企業の定義に倣い、現行の資本金等1億円以下の法人とする法人税法上の中小法人の定義を3億円以下の法人に引き上げることが必要である。

(2) 中小法人に対する法人税の軽減税率の引下げ等

中小企業の積極的な事業展開を促進していくためには、一層の税負担の軽減が必要であることから、中小法人に対する法人税の軽減税率（現行22%）の引下げやその適用所得範囲（現行 所得800万円以下部分）の引上げを行うことが必要である。

(3) 中小法人に対する交際費の損金算入限度額の引上げ

交際費については、原則として全額必要経費とされる個人事業者とのバランスの観点から、現行の損金算入限度額（現行 年400万円までのうちの90%）の引上げを行うことが必要である。

(4) 中小同族会社に対する留保金課税の廃止

同族会社の留保金課税制度については、平成18年度税制改正によって、対象法人の見直し、留保控除金額等の引上げが行われるなど、一定の改善が図られた。

しかしながら、厳しい経営環境の中で中小企業が生き残っていくためには、内部留保を高めることによって経営基盤を一層強化することが必要不可欠であることから、中小同族会社に対する留保金課税制度は廃止することが必要がある。

(5) 青色申告者に対する事業主報酬制度の創設

現在の税制には個人企業経営者の所得に対する勤労性評価の仕組みが存在しない。その一方で、実質的に個人企業と経営実態を同じくする同族法人企業の経営者に対しては役員報酬の支払いが認められている。このため、個人企業と法人企業の税負担格差は広がるばかりであることから、個人企業経営者の所得に関して個人企業経営者の勤労性を正しく評価した事業主報酬制度を創設することが必要である。

(6) 地域資源を活用した新商品等の開発・提供を行う中小企業に対する設備投資減税の創設

地域の経済と雇用を支える中小企業の活動を活性化するためには、地域資源を活用した新製品・新サービスの創出が重要であることから、その支援を目的とした法律の制定が検討されているが、中小企業において地域資源を活用した商品等の開発を促進するためには、当該中小企業に対して設備投資を促進のための税制措置が必要である。

(7) 中小企業のための特別措置の延長等

中小企業に配慮した国税の特別措置、地方税の特例措置は、我が国経済社会に果たす中小企業の役割を正に評価し、その事業活動を税制面から積極的に支援するために措置されているものである。したがって、適用期限が到来する中小企業等基盤強化税制、商工組合中央金庫、信用保証協会の抵当権の設定登記等の登録免許税の税率の軽減措置については、引き続き、延長することが必要である。また、未だ適用期限の到来しない措置を期限前に縮減あるいは廃止することは、当該措置に関する直近の税制改正の主旨を否定し、利用者である中小企業を裏切る行為であるので、絶対に行うべきではない。

2. 中小企業組合関係税制の充実・強化

(1) 中小企業組合に対する法人税率の引下げ等

事業協同組合を始めとする中小企業組合は構成員である中小企業の事業を支援するための組織であり、中小企業自らが運営に参画する。中小企業組合の経営基盤強化となる共同事業の活発化は、構成員である中小企業のコスト軽減と事業拡大に繋がるものであることから、中小企業組合に対する法人税率(現行 22%)を大幅に引き下げることが必要である。また、企業組合、協業組合は、その形態が会社と類似する面があるなどの理由から、法人税法上、普通法人として扱われ、株式会社等と同様の課税がなされているが、その実態は創業の促進や中小企業の

経営合理化のための協同組織であることから、これら組合に対する法人税率も事業協同組合等と同率になるよう、引き下げることが必要である。特に企業組合は、企業経営の経歴を有する者の再チャレンジのためにも有効な組織の一つであり、非事業者である個人が就業の場を創造する組織であることから、設立後、一定の期間についてさらに法人税率を軽減することにより、再チャレンジや創業を支援することが必要である。

- (2) 事業協同組合等が行う共済事業の共済掛金に対する生命保険料控除、保険金等で取得した固定資産等の圧縮記帳、保険金等の相続税の適用除外措置の適用

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律により、事業協同組合等が実施する共済事業に対するガバナンスの強化が図られることとされており、共済事業を実施する事業協同組合等に対しては、保険業法に準じた規制強化が行われることとなっている。共済事業の円滑な実施のためには、契約者である組合員に対する税制措置の拡充が必要である。

- (3) 火災共済協同組合が実施する地震火災費用見舞金及び地震見舞金に対する税制措置

平成18年度改正により、損害保険料控除が改組され地震保険料控除が創設されたが、地震被害に対する備えの重要性啓蒙を目的とするのであるならば、従来の損害保険料控除の対象拡大を図って対処すべきである。したがって、中小企業の相互扶助組織である火災共済協同組合が行う地震火災費用見舞金及び地震見舞金制度の掛金についても控除対象とすることが必要である。

- (4) 中小企業組合のための特別措置の延長等

中小企業組合に対する国税の特別措置、地方税の特例措置は、中小企業を支援する組織にかんがみ措置されているものであり、構成員である中小企業に対する税制措置との相乗効果が期待されている。したがって、適用期限が到来する事業協同組合等の留保所得の特別控除、中小企業等の貸倒引当金の特例（中小企業組合等に対する割増し措置）等の措置については延長することが必要である。

また、未だ適用期限の到来しない措置を期限前に縮減あるいは廃止することは、当該措置に関する直近の税制改正の主旨を否定し、利用者である中小企業組合を裏切る行為であるので、絶対に行うべきではない。

3. 企業活動全般の活性化のための税制の充実・強化等

- (1) 減価償却制度の抜本的見直し等

急速な技術革新による設備・機器等の陳腐化と除却費用負担、諸外国との制度の均衡に配慮し、残存価額の撤廃と100%の償却を認める制度にするとともに、中小企業の設備投資を促進するために、中小企業者等に対する少額減価償却資産

の特例及び少額減価償却資産の取得価額の損金算入の対象資産価額を引き上げることが必要である。

(2) 環境税の創設反対

地球温暖化対策の推進は、代替エネルギー開発とその利用を促進することが重要である。化石燃料の使用の抑制を目的とする環境税の創設はCO₂の排出抑制につながらないばかりか、原材料価格の高騰を通して新たなコスト負担の増加を招き、中小企業の経営を圧迫することとなるので、創設すべきではない。

4. 消費税の見直しに関する議論

先に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」の中で、税制改革に関しては、「重点強化期間（平成17年度及び18年度）内に目途を得る」とした「基本方針2005」及び「平成19年度を目途に消費税を含む税体系の抜本的改革を実現する」とした与党税制改正大綱の考え方に沿って作業を進めていく」としている。

消費税は、消費税相当額の消費者等への実質的な転嫁が図られ、かつ、我が国企業の太宗を占める中小企業においてその納税事務が円滑に行われることが前提となって初めて成り立つ税制である。したがって、消費税の見直しが中小企業経営に与える直接・間接的な影響を十分見定めることが必要であり、安定財源の確保を目的とした安易な引上げの議論や重要な役割を果たしている多くの中小企業の経営状況への影響や納税コストの負担の状況を見視した引上げの議論は行うべきではない。

5 . 抜本的な事業承継税制の確立

中小企業の維持・存続と世代交代の促進を図る観点から、抜本的な事業承継税制を確立すること。

【具体的な要望事項】

- 1 . 贈与税の相続時までの納税猶予・免除、相続税の減額・免除等を内容とする中小企業生前相続特例制度を創設すること。
- 2 . 小規模宅地の相続を非課税とすること。
- 3 . 中小会社の取引相場のない株式等に係る評価方法に関して次の措置を講ずること。
 - (1) 類似業種比準方式と純資産価額方式の自由選択の容認
 - (2) 類似業種比準方式における減額割合の一律50%以上への引上げ
 - (3) 純資産価額方式について担保価値を反映した評価方法への改善
 - (4) 種類株式の評価方法の明確化

【背景・理由】

1 . 中小企業生前相続特例制度の創設

現在、高度成長期に創業した多くの中小企業の経営者が引退時期を迎えつつあるといわれている。一方で、中小企業数は、年間約12万企業ずつ減少しており、経済の活力維持の観点からも、この減少傾向に歯止めをかけることが必要である。

中小企業において、事業の継続・発展を図るためには、経営者の生前において、企業の後継者に対して事業経営全体を一括して承継できるようにすることが重要であり、この点、非事業者において行われる単なる財産の相続とは、経済社会に与える影響がまったく異なるものであることが十分認識されなければならない。

これまで、法人企業に関しては、自社株に対する相続税の軽減措置の拡充、非上場株式に係る譲渡益課税の税率の軽減等の措置が講じられてきた。しかしながら、個人企業も含め、依然として贈与税や相続税の過重な負担が事業経営を引き継いだ者の大きな負担となり、事業の縮小や廃止を余儀なくされるなど、中小企業における円滑な事業承継を妨げている。

農業においては、政策的見地から農地等を生前贈与した場合の贈与税の納税猶予制度や相続税の納税猶予や免除を内容とする特例制度が設けられており、後継者が税負担に煩わされることなく、円滑に農業経営を承継できるような配慮がな

されている。中小企業の事業存続の支援を贈与・相続面から図ることは、従業員の雇用維持に果たす役割も含め、農業政策以上に我が国経済社会にとって重要、かつ、喫緊課題であると認識することが必要である。

したがって、中小企業においても、その事業基盤を損なうことなく、後継者が円滑に事業経営全体を承継し発展できるよう、税負担を軽減するための生前相続特例制度を創設することが必要である。

2．小規模宅地に対する相続税の非課税措置の創設

現在、事業用宅地（400㎡まで）及び居住用宅地（240㎡まで）については、相続税評価額の80%を減額する措置がとられているが、後継者が事業を円滑に継続していくためには現行の措置ではなお不十分であることから、非事業者の相続とは切り離し、これを非課税とすることが必要である。

3．中小会社の取引相場のない株式等に係る評価方法の改善等

中小会社の取引相場のない株式等に係る評価方法は、財産評価通達により定められているが、円滑な事業承継につながるよう改善することが必要である。

現行では、会社規模ごとに小会社は純資産価額方式、中会社は純資産価額方式と類似業種比準方式の併用、大会社は類似業種比準方式を原則としながらも、小会社においても中会社と同様に2つの方式の併用により評価することが認められている。しかし、一般に純資産価額方式より評価面で有利であるとされる類似業種比準方式の小会社における併用割合は中会社のそれより低くなっていること等から、大中小の会社規模にかかわらず、大会社と同様に類似業種比準方式と純資産価額方式の自由選択を認めることが必要である。さらに、類似業種比準方式における減額率については会社規模ごとに異なっているが、減額割合を一律50%以上に引き上げることが必要である。

個人事業者も含め、純資産価額方式に関しては、財産の担保価値を十分反映した評価方法の改善を行うことが必要である。

また、会社法の施行に伴い、相続等により分散した株式の売渡しを請求することができるようになったほか、株式の分散防止や特定株主への経営権の集中のために有効な議決権制限株式等のいわゆる種類株式の発行限度が撤廃されたが、種類株式については、その評価方法が明確になっていないことから、その活用に支障を来しており明確にすべきである。

6 . 中小企業を重視した労働・教育政策の推進

学校教育における「中小企業教育」の強化や「実践型人材養成システム」の導入促進を図るほか、中小企業の人材確保と人材育成への支援を強化すること。

次世代育成支援（仕事と生活の両立支援）対策の強化や、外国人研修・技能実習制度の拡充などを行うこと。

労働契約法制及び労働時間規制の見直しに当たっては、中小企業が活用できる現実的な制度とするとともに、中小企業への規制強化とならないよう慎重に検討すること。

産業別最低賃金は早急に廃止すること。

雇用保険制度の国庫負担は、廃止しないこと。また、雇用保険三事業は、徹底した事業の合理化等を行い、保険料率を引き下げること。

雇用・労働対策を推進するに当たっては、中小企業団体中央会のコーディネーター機能や全国を結ぶ中小企業組合・企業のネットワーク網を活用すること。

【具体的な要望事項】

1 . 中小企業の人材育成支援の強化等

(1) 小中高大の各学校段階において、中小企業に関する認識・理解や創業・起業意欲を高める「中小企業教育」を強化すること。

特に、「インターンシップ」「日本版デュアルシステム」などにより、中小企業と出会い、ふれあう実践的なキャリア教育を一層強力に推進すること。

また、教師が中小企業教育を行うための再教育等の措置を講ずること。

(2) 「実践型人材養成システム」や「日本版デュアルシステム」の我が国への定着を促進すること。そのため、制度の普及に加え、産業・雇用・教育に係る政策連携や企業と教育機関等の連携強化への支援を強力に行うこと。

また、中小企業が受け入れやすい柔軟な制度の仕組みを早急に整備するとともに、受入企業に対する助成金等の負担軽減策を拡充強化すること。

さらに、制度の導入に向けてモデル的取組みを行う中小企業組合・企業に対して、強力な支援策を講ずること。

(3) 若年失業者・フリーター・ニートの就業を促進するため、実践型人材養成システム等の活用促進のほか、ワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）の拡充、トライアル雇用、紹介予定派遣制度の拡充や中小企業への普及、企業組合を活用した創業支援策の拡充などを強力に推進すること。

(4) 若年者・高齢者・障害者など、中小企業の多様な人材確保に対する支援策

を一層強化すること。

また、中小企業の従業員や後継者の能力開発を体系的に支援する人材養成策を整備すること。

さらに、中小企業の技術・技能継承のための取組みを強力に支援すること。

2．次世代育成支援（仕事と生活の両立支援）対策の強化

中小企業の仕事と生活（子育て）の両立支援を促進するため、子育て支援助成金の拡充のほか、税制、金融面での優遇制度の創設、「次世代育成支援対策推進センター」の支援機能の強化、中小企業組合による子育て支援への共同の取組みに対する支援制度の創設など、強力な支援策を講ずること。

3．外国人研修・技能実習制度の拡充と適正実施確保のための強力な支援

受入人数枠の拡大、研修・実習期間の延長、技能実習移行対象職種の拡大など制度の拡充を図ること。また、適正実施のための取組みに対し、強力な支援措置を講ずること。

4．労働時間規制の見直し

- (1) 時間外労働の抑制策としての、割増賃金の引上げは行わないこと。
- (2) 自律的な働き方をすることがふさわしい仕事に就く労働者について、労働時間規制の適用除外制度（ホワイトカラー・エグゼンプション）を導入すること。その際、年収要件や導入要件など中小企業においても活用できる現実的な制度とすること。
- (3) 「企画業務型裁量労働制」について、対象業務の拡大、導入要件の緩和、手続きの簡素化等を行い、中小企業においても有効に機能する制度に改善すること。
- (4) 管理監督者については、現行の狭い解釈を改め、その範囲を実態に合わせたものとする。

5．労働契約法制の検討

- (1) 解雇の金銭解決制度を導入すること。その際、中小企業も活用できる現実的な制度とすること。
- (2) 労働契約法制の検討は、中小企業の経営・雇用管理等の規制強化とならないよう、その必要性も含めて、慎重に行うこと。

6．最低賃金制度の見直し

- (1) 産業別最低賃金を早急に廃止すること。
- (2) 地域別最低賃金は、中小企業の経営実態を反映したものとし、実質的に引下げも可能な制度とすること。
- (3) 職種別設定賃金については、中小企業の実態を十分踏まえ、その必要性も含めて、慎重に検討すること。

7．雇用保険制度及び雇用保険三事業の見直し

- (1) 雇用保険の失業等給付に対する国庫負担については、雇用についての国の責任の重要性にかんがみ、廃止等を行わないこと。
 - (2) 雇用保険三事業については、徹底した事業の合理化、歳出削減を行い、保険料率を引き下げること。
また、助成金制度について、要件の緩和、申請窓口の一本化、申請書類等の簡素化、制度周知の徹底などを早急に行うこと。
8. パートタイム労働者の均衡処遇に関する法制化への慎重な対応等
- (1) 正社員との均衡処遇に関する法制化の検討は、中小企業の経営・雇用管理等の規制強化とならないよう、慎重に行うこと。
 - (2) パートタイム労働者の所得税・住民税の非課税限度額を大幅に引き上げること。また同時に、社会保険の適用年収基準も引き上げること。

【背景・理由】

1. 中小企業の人材育成支援の強化等

- (1) フリーターやニートなど若者の雇用、自立、人間力強化が社会的課題となっている中で、若年者の職業観や勤労観を育てる「キャリア教育」が重要となっているが、このキャリア教育においては、我が国産業の基盤を支え、若年者の就業の主たる受け皿としての役割を果たしている中小企業に関する認識・理解や創業・起業意欲を高め、働くことの大切さや自己実現の素晴らしさを知ることが極めて重要である。このため、小中高大の各教育段階において、こうした中小企業に関するキャリア教育（「中小企業教育」）を早急に充実強化することが必要である。

特に、「職場見学」「インターンシップ」「日本版デュアルシステム」等を通じて中小企業と出会い、ふれあう実践的なキャリア教育は有効であり、一層強力に推進していくべきである。

さらに、こうした教育を推進し、成果を上げるためには、教師の中小企業に対する認識・理解を深めることが極めて重要であるので、このための再教育等の措置を併せて講ずる必要がある。

- (2) 日本版デュアルシステム（企業での実習と教育機関での座学を同時並行的に組合わせて実施することにより若者を一人前の職業人に育て上げようとする実践的な人材育成システム）は、若年者の実践的な能力開発の有効な方法として、また、中小企業の人材育成・確保策として、さらに、団塊の世代の大量退職等に伴う次世代への技術・技能の継承の手段として役立つものとして期待される。

中央会は、平成16年に本制度が導入されて以来、厚生労働省に全面的に協

力し、専修学校・各種学校団体と連携して双方に「コーディネーター」を配置し、学生と企業を結びつける「日本版デュアルシステム・コーディネート事業」を行っており、18年度は、18の都道府県中央会で実施している。

また、先の通常国会で職業能力開発促進法が改正され、教育訓練機関が主体となって実施している「日本版デュアルシステム」とは別に、これをさらに発展させた、企業が主体となって実施する「実践型人材養成システム」(法律上の名称は「実習併用職業訓練」)が新たな制度として創設され、国の支援施策が整備されることとなった。今後、就労、就学に次ぐ「第三の選択肢」としてその普及・定着が図られることとなっており、従来の日本版デュアルシステムとともに、実践型人材養成システムの推進に積極的に取り組み、中小企業組合・企業等に普及させていくことが必要である。

このため、実践型人材養成システム及び日本版デュアルシステムの導入環境の整備を急ぎ行うべきである。

(3) 若年失業者やフリーター・ニートなどのキャリア形成を支援し、その就業を促進するため、実践型人材養成システムや日本版デュアルシステムの活用促進をはじめ、若年者のためのワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)や地域連携事業の拡充、トライアル雇用、紹介予定派遣制度の拡充やその中小企業への普及・拡大、さらに、企業組合等を活用した創業・起業への支援策の拡充など、総合的な若年者就業対策を一層強力に推進する必要がある。

(4) 厳しい経営環境と激しい事業変化の中で、中小企業の人材確保の重要性はますます高まっているが、少子高齢化が進み、労働力人口の減少が進みつつある中で、中小企業においては若年者の採用がさらに困難になることが懸念される。

このため、中小企業は、若年者だけでなく、高年齢者や女性、障害者の雇用を積極的に進め、多様な人材を確保し、「人財化」していくことが重要となっており、中小企業の活力の維持、増進を図るため、中小企業の人材確保に対する一層強力な支援が必要である。

また、中小企業の従業員や後継者の持続的なキャリア形成を体系的に支援するための能力開発・教育訓練システムを整備・充実するなど、中小企業に対する人材育成支援を抜本的に強化することが必要である。

さらに、我が国の産業基盤を支える中小企業のものづくり現場では、団塊世代の大量退職(いわゆる2007年問題)などを契機に、次代を担う若者への技術・技能の継承に危機感を強めており、これら「現場力」継承のための取り組みに対する強力な支援が必要である。

2. 次世代育成支援(仕事と生活の両立支援)対策の強化

我が国は、出生率の低下が続き(合計特殊出生率1.25)、2005年には、

出生数が死亡数を下回り、総人口が減少に転ずる人口減少社会を迎え、人口の減少が深刻な問題となっている。このため、次世代育成支援（仕事と生活の両立支援）に積極的に取り組む中小企業に対して、子育て支援助成金の拡充のほか、税制面での優遇措置、低利融資制度等を創設し、その取組みを促進する必要がある。

また、中小企業の両立支援を効果的に推進するためには、次世代育成支援対策推進法に基づき中央会等が設置している「次世代育成支援対策推進センター」を地域の拠点として積極的に活用することが有効であるため、同センターの支援機能を強化する施策を是非講ずるべきである。

さらに、個々の中小企業では困難な事業所内託児所・保育所の設置・運営など、事業協同組合等を活用した共同の取組みを支援する施策を講ずる必要がある。

3．外国人研修・技能実習制度の拡充と適正実施確保のための強力な支援

外国人研修生・技能実習生の数は、平成16年度に研修生75,359人（前年度比116.3%）、技能実習生34,816人（前年度比127.8%）に達している（JITCO調べ）。

外国人研修・技能実習制度は、国際的な人材育成の制度として我が国の国際協力・貢献の重要な一翼を担うものであり、受入企業にとっても、経営のグローバル化、外国企業との関係強化に役立つものとなっている。このため、送り出し諸国や国内企業のニーズに沿った制度の拡充が必要である。

また、一方で、同制度については、制度の適正実施が求められており、第3次出入国管理基本計画等において制度の見直しが検討されているが、適正実施のためには、支援機関や受入団体・企業等の取組みが重要であり、これらに対する強力な支援措置が必要である。

4．労働時間規制の見直し

- (1) 時間外労働を抑制するため、一定の時間数を超えて時間外労働させた場合の割増賃金の割増率の引上げが提案されている。これは、画一的な労働時間規制を企業に強制するものであり、その効果について疑問があるばかりでなく、厳しい競争環境の中で、常態化している取引先の突発的な短納期発注に、限られた人員で対応せざるを得ない状況にある中小企業にとっては、大きなコスト負担増につながり、経営に及ぼす影響が極めて大きいことから、割増賃金の引上げは行うべきではない。
- (2) 近年、成果等が労働時間の長短に比例しない性格の業務を行う労働者が増加する中で、仕事を通じた自己実現や能力発揮ができるよう、緩やかな管理の下、自律的な働き方をすることがふさわしい仕事に就く労働者について、自らの能力を発揮できるようにするため、労働時間にとらわれない働き方を可能とする

制度、すなわち労働時間規制の適用除外制度（ホワイトカラー・エグゼンプション）を導入すべきである。

制度化に当たっては、年収などの対象労働者の要件や導入要件等について、中小企業の実情を考慮したものとし、大企業だけではなく、中小企業においても活用できる現実的な制度とすべきである。

- (3) 裁量労働制（みなし労働時間制）とりわけ、導入が進んでいない「企画業務型裁量労働制」（企画、立案、調査、研究業務を行うホワイトカラーが対象）については、先の労働基準法の改正により若干の緩和はなされたが、必ずしも働き方の多様化や中小企業の実態を踏まえた制度になっていない。

このため、裁量性の高い営業業務の追加などの対象業務の拡大や現行業務の運用の弾力化を行うとともに、労使協定での導入も可能とするなどの要件の緩和、手続きの簡素化等を行い、中小企業においても多様な働き方の選択肢の一つとして有効に機能する制度に改善する必要がある。

- (4) 管理監督者については、政府の「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画（再改定）」で求めているように、その範囲の見直しを行い、現行の狭い解釈を改め、その範囲を実態に合わせたものとすべきである。

5. 労働契約法制の検討

- (1) 解雇をめぐる紛争の際における金銭解決制度については、紛争の早期解決や紛争解決の選択肢を広げる観点から、導入すべきである。

制度化に当たっては、中小企業の実態を十分踏まえ、中小企業も活用できる現実的な制度とすべきである。特に、使用者が支払う金銭の額については、その企業の実情に応じて決定できる仕組みとし、中小企業に過大な負担を強いるものとならないようにすべきである。

- (2) 労働契約法制（採用から退職まで標準的なルールを民法の特別法として定めようとするもの）は、中小企業の経営・雇用管理等に重大な影響を及ぼすものであることから、中小企業に対する規制強化とならないよう、その実態を十分考慮し、制度の必要性も含めて、慎重に検討を行うべきである。

6. 最低賃金制度の見直し

- (1) 産業別最低賃金は、地域別最低賃金が47都道府県において定められ、賃金の最低限を保障するセーフティネットの役割を果たしている今日、これに屋上屋を架するものであり、早急に廃止すべきである。

- (2) 地域別最低賃金は、我が国企業の太宗を占め、最低賃金の影響を最も強く受ける中小企業の支払能力や賃金実態を十分反映した水準とし、実質的に引下げも可能とする制度とすべきである。

また、労働の対価としての最低賃金と社会福祉としての生活保護とは根本的に異なるものであり、一概に比較することには無理があることから、最低賃金の決定基準の中で、両者の整合性を考慮要素とすることを明確にすることは適当ではない。

- (3) 職種別設定賃金については、その内容が依然として不透明であり、中小企業の実態を踏まえつつ、その必要性も含めて、慎重に検討すべきである。なお、産業別最低賃金の廃止の条件として議論すべきではない。

7. 雇用保険及び雇用保険三事業の見直し

- (1) 雇用保険の失業等給付に対する国庫負担については、廃止の検討がなされているが、国にも雇用についての責任があり、雇用保険制度においてその責任の一端を担う責務があり、また、労使の保険料負担に大きな影響を与えるものであることから、廃止等は行うべきではない。
- (2) 雇用保険三事業（雇用安定事業、能力開発事業、雇用福祉事業。事業主が保険料を全額負担）については、雇用福祉事業の廃止などそのあり方の見直しが行われているが、今後も徹底した評価による事業の合理化、歳出削減を進めるとともに、労使の保険料負担の軽減を図る観点から、雇用安定資金の積立基準を見直し、保険料率を引き下げるべきである。

また、各種助成金制度について、中小企業の実態に即した要件の緩和、申請窓口の一本化、申請書類等の簡素化、制度周知の徹底を早急に行い、中小企業がより活用しやすい制度とすべきである。

8. パートタイム労働者の均衡処遇に関する法制化への慎重な対応等

- (1) 先の通常国会で男女雇用機会均等法が改正された際の国会附帯決議を受けて、パートタイム労働者の正社員との均衡処遇に関する法制化が議論されている。しかし、正社員との均衡処遇に関しては、既に指針が定められているところであり、また、中小企業の経営・雇用管理等に多大な影響を及ぼす問題であることから、法制化の検討は、指針の普及状況や中小企業の実態を十分踏まえ、慎重に行うべきである。
- (2) 就労形態が多様化し、パートタイム労働者が年々増加する中で、現行の所得税・住民税の非課税限度額（所得税103万円、住民税100万円）や社会保険の適用年収基準（130万円）は、水準が余りにも低すぎ、パートタイム労働者の多くにとっては、自ら「就業調整」をせざるを得ない原因となっており、中小企業の現場においては、繁忙期の人員確保が困難となるなど、就労や経営上の障害要因となっている。労働力人口の減少が進みつつある今日、こうした不合理な状況を是正するため、これらの大幅な引上げが必要である。

7 . 社会保障制度改革に関わる企業負担の抑制等

社会保障制度の見直しに当たっては、労使折半である厚生年金保険、医療保険、介護保険の適用対象の拡大や保険料率の引上げによって、中小企業の活力の維持・発展を阻害することがないように十分に留意すること。また、退職年金制度に対する支援策を講ずること。

【具体的な要望事項】

- 1 . 社会保障制度改革に当たっては、まず制度運営の無駄を徹底的に排除し、安易な負担増は行わないこと。
- 2 . パートタイム労働者等短時間労働者への厚生年金の適用拡大は行わないこと。
- 3 . 医療保険の保険料負担の増加となるような措置を講じないこと。
- 4 . 介護保険の第2号被保険者の安易な対象拡大は行わないこと。
- 5 . 適格退職年金の移換先として、特定退職金共済を認め法的整備を図ること。

【背景・理由】

1 . 社会保障制度の見直し

社会保障制度改革については、「社会保障の在り方に関する懇談会」「社会保障審議会」などにおいて、社会保障制度全般の改革についての議論が行われてきた。

平成18年5月26日公表された「社会保障の在り方に関する懇談会」報告及び7月7日閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（骨太方針）では、税・保険料の役割分担、世代間・世代内の公平性等に留意しつつ、社会保障制度全体を捉えた一体的見直しを推進する、としている。

制度の改革に当たっては、負担と給付のあり方を含め、年金、医療、介護、雇用の各保険全体にわたる抜本的・整合的な見直しによって、持続性のある制度を構築することが不可欠である。その際、まず制度運営の無駄を徹底的に排除した上で、社会保険全体における企業の保険料負担の上限を見極め、熾烈な競争の中での企業の国際競争力への影響等を念頭において、慎重、かつ、総合的な検討を行うべきである。

2 . パートタイム労働者への厚生年金適用について

厚生年金のパートタイム労働者等短時間労働者への適用については、平成16年10月に施行された「国民年金法等の一部を改正する法律」では見送られたが、

同法の附則において、施行後5年を目途に、総合的な検討をし、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとされた。「骨太方針」では、パートタイム労働者への社会保険の適用拡大等の問題に対処するための法的整備等を目指す、としているが、中小企業の活力を阻害することのないよう慎重な対応が必要である。

3．医療保険の保険料負担

医療保険については、医療制度改革関連法案の「健康保険法等の一部を改正する法律案」が先の通常国会で成立し、平成18年6月21日公布された。政府管掌健康保険については、財政運営は都道府県を単位とする、保険料率を都道府県単位で設定する、こととなったが、機械的に計算した場合、都道府県によって保険料率にかなりの差がつくことが予想され、結果的に保険料の負担増となるおそれがある。

4．介護保険被保険者の対象拡大について

介護保険については、社会保障審議会介護保険部会が平成16年12月10日にとりまとめた「『被保険者・受給者の範囲』の拡大に関する意見」では、「今後、被保険者・受給者の範囲の拡大に関連した制度改革を実施するとした場合には、相当な準備が必要である。」とされ、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の対象拡大については当面見送られているが、「社会保障の在り方に関する懇談会」報告では、「被保険者・受給者の対象拡大を目指す方向が考えられる」とされている。しかし、被保険者の対象拡大は中小企業の負担増につながり、経営に及ぼす影響が極めて大きいことから、慎重に検討すべきである。

5．特定退職金共済の法的整備

適格退職年金が平成24年3月末に廃止されるが、特定退職金共済はその移換対象となっていない。このため年金資産の非課税での移換や年金受給者に対する受給権を担保する仕組みを法律上で明確に位置付けるなど、特定退職金共済がその受け皿の一つとして機能するよう、要件や手続きなどの法的整備を図る必要がある。

8 . 中小企業並びに官公需適格組合への官公需発注の増大実現

国及び地方公共団体は、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(官公需法)に基づき、中小企業者並びに官公需適格組合への官公需発注の増大に努めること。

また、中小企業者の受注機会の増大を図るため、官公需施策のより一層の充実・強化を図るとともに、あらゆる発注機関に対し、施策の普及徹底を図ること。

さらに、官公需の発注に当たっては、過度な安値入札を廃し、適正価格での発注に努めること。

【具体的な要望事項】

- 1 . 「平成18年度中小企業者に関する国等の契約の方針」に示された中小企業者向け発注目標額を上回る契約実績が確保されるように努めること。
- 2 . 国等の機関だけでなく、地方公共団体を含めたあらゆる発注機関に対して官公需施策の普及徹底を図ること。
- 3 . 官公需の発注に当たっては、官公需適格組合の一層の活用を図ること。
- 4 . 適正価格での受注確保のため、国等の発注にも最低制限価格制度を導入するほか、低入札価格調査制度を厳格に運用すること。
- 5 . 地方公共団体は、国と同様の官公需施策を講ずること。
- 6 . 各発注機関は、分離・分割発注の推進に努めるとともに、地元中小企業者と組合の優先活用に努めること。
- 7 . 少額随意契約、組合随意契約等法令により実施が可能なものについては積極的に活用を図り、中小企業者並びに官公需適格組合の受注機会の増大を図ること。
- 8 . 電子入札等の推進に当たっては、中小企業者の受注機会を損なうこととならないよう説明等の徹底を図ること。
- 9 . 公共調達制度の改善・見直しを行い、価格だけでなく、品質・安全性の確保、地域経済の活性化、地元中小企業者の育成等も踏まえて総合的に受注者を決定する制度を導入すること。

【背景・理由】

- 1 . 中小企業向け発注目標額を上回る契約実績の確保

官公需法に基づき、「平成18年度中小企業者に関する国等の契約の方針」(国等の契約の方針)が閣議決定され、中小企業者に対する契約目標が官公需全体の47.9%と設定されたが、金額では17年度実績を1,940億円下回っており、中小企業者にとって実情は大変厳しいものとなっている。各発注機関は、中小企業者向け契約目標額を上回る契約実績を上げ、実質的に中小企業者の受注の増大に資するよう一層の努力が要請される。

2．官公需施策の普及徹底

官公需の発注担当者は、国等の契約の方針等官公需施策についての認識が必ずしも十分とは言い難い状況にあり、せっかくの制度の趣旨が活かされない場合がある。ついては、あらゆる機関の発注担当者に対し、制度の一層の周知徹底を図ることが必要である。

3．官公需適格組合の活用の促進

官公需適格組合は、受注体制が整備されている旨を中小企業庁が証明した組合であり、国等の契約の方針にもその積極的な活用が明記されているにもかかわらず必ずしも十分な活用状況となっていない。実際、平成17年度の国等における適格組合への発注実績は、194億4,500万円(17年度中小企業向け官公需契約実績の僅か0.46%)と極めて低調な結果となっている。

国等は、官公需適格組合制度についてさらなる周知徹底を行うとともに、発注に際しては積極的な活用を図ることが必要である。

また、官公需適格組合については「総合点数の算定特例制度」を設け、相応の等級に格付けして受注機会の確保を図ることとしているが、地方公共団体においては採用していない発注機関が顕著であるので、速やかに本制度を採用すべきである。

4．適正価格による発注

公共調達における一般競争方式の拡大に伴い、大企業を中心に原価を無視した過度な安値受注が増加しており、中小企業者の受注機会を損なうほか下請中小企業等へのしわ寄せが懸念されている。ついては、中小企業者の適正価格での受注を確保していくため、地方自治法(第167条の10第2項)に規定する「一般競争入札における最低制限価格制度」を国等においても採用するほか、「低入札価格調査制度」を厳格に運用し、過度な安値受注を廃除していくことが必要である。

5．地方公共団体における官公需施策の充実

官公需法では、中小企業者の受注機会確保の観点から、地方公共団体に対して国の施策に準じて官公需施策を講ずることを要請している。各地方公共団体は、発注目標額の策定・公表、官公需適格組合の活用等、契約の方針と同様の施策を早急に講ずるべきである。

また、国は地方公共団体に対してこのことを強力に要請すべきである。

6．分離・分割発注の推進と地元中小企業者と組合の優先活用

地域中小企業者の受注機会を拡大するためには、分離・分割発注が不可欠であるが、中小企業者の受注機会の増大を目的とした分離・分割発注は極めて少ない状況にある。各発注機関は、一括発注による発注規模の大型化を避け、可能な限り適正な分離・分割発注に努めるべきである。

また、調達効率化を目指して本部一括調達等が進んでいるが、地域中小企業による施工、開発、納入等の方が効率的である場合が少なくないほか災害時等における迅速な対応も可能である。さらに地元への発注は、地域経済の活性化と中小企業の経営の安定等にも資することから、地元中小企業者と組合を優先的に活用すべきである。

7．法令に基づく随意契約制度の積極的活用

予算決算及び会計令並びに地方自治法施行令により、少額の契約案件については随意契約制度が活用できることとなっているほか、国等の物件の買入れについて中小企業組合と契約する場合は、予算決算及び会計令において随意契約によることができることとなっている。ついては、これらの法令に基づく随意契約制度を積極的に活用して中小企業者並びに官公需適格組合の受注機会の確保に努めるべきである。

8．入札等の電子化推進に伴う中小企業者への配慮

入札等の電子化の推進に当たっては、中小企業者への説明等を十分に行い、受注機会が損なわれることのないよう配慮する必要がある。

また、調達システムには、地元中小企業優先基準の設定や低入札価格調査制度との連動により、徒に価格競争が助長されることのないよう手立てを講ずることが必要である。

9．公共調達制度の改善・見直し

公共調達に当たっては、透明性、競争性、公平性の確保は必要不可欠であり、総合評価制度の導入等が図られているものの、現状は依然価格中心であり、過度な安値受注が発生し業界の混乱等を招いている。公共調達は地域経済の基盤形成

とも深く関連していることから、最終消費者である住民等の利益となる品質・安全性、防災、地域貢献度合い等の観点に加え地域雇用の創出に繋がる地元企業への配慮等を総合的に勘案して受注者を決定する方式の導入を早急に検討すべきである。

9 . 改正まちづくり三法の実効ある運用と中小商業・物流業・サービス業振興対策の強化

改正まちづくり三法の実効ある運用を期すため、国・地方公共団体は連携し、適切な対応を図ること。また、中心市街地以外の商店街・共同店舗等や個店についても一層の支援を行うこと。

中小卸売業、中小運輸業については、激変する経営環境の変化に対応できるよう支援を拡充・強化すること。また、地域経済の活性化に寄与する中小サービス業や生活衛生関係サービス業の支援策を充実・強化すること。

【具体的な要望事項】

1 . 改正まちづくり三法の実効ある運用

まちづくり三法改正の趣旨を踏まえ、実効ある運用のために万全を期すこと。特に、大規模集客施設の「駆け込み出店・開発」の防止、市町村による「特別用途地区」の指定、都道府県による都市計画区域外での「準都市計画区域」の指定、都道府県等による大規模集客施設に対する「地域貢献ガイドライン」の制定、都道府県による広域調整の実施などについて、国・地方公共団体が相互に連携し、適切な対応を図ること。

また、中心市街地の支援に当たっては、「まち」の歴史性・文化性・経済性等を勘案し、地方都市にも十分配慮すること。

2 . 商店街・共同店舗等と個店への支援強化

(1) コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりの推進に向けて、改正中心市街地活性化法で位置付けられた「中心市街地活性化協議会」の立ち上げ支援と「認定中心市街地」に対する支援措置(戦略的中心市街地商業等活性化支援事業等)を拡充・強化すること。

(2) 中心市街地等の商店街・商業集積の活性化を図るため、少子高齢化、環境保全、安全・安心・防犯・防災など、地域における商店街の果たすべき社会的・公共的役割等の向上・促進に対して助成する「少子高齢化等対応中小商業活性化事業」や商店街等が行う施設等整備事業、ソフト事業に対する支援の拡充・強化を図ること。

(3) 商店街が設置したアーケード等の公共性の高い共同施設の保守・修繕及び解体・撤去費用に対する補助制度を創設すること。

(4) 商店街等共同施設の借入金償還に係る賦課金と減価償却費との差額(所得)への非課税措置、公共性の高い共同施設(アーケード等)資金の借入れに伴

う個人保証の免除等の弾力的運用制度を創設すること。また、公共的施設物（アーケード）に関わる道路占有料は全額免除とすること。

- (5) 中心市街地の魅力づくりや地元小売店の活性化を図るために、地元主導型共同店舗の中心市街地出店に対しては、高度化資金等の融資や補助、税制面での優遇措置など支援策の拡充を図ること。
- (6) 商店街等とNPOや市民、学校等が連携して行う空店舗を活用した介護・託児などのコミュニティビジネスや高齢者コミュニティ施設の運営、チャレンジショップ事業等への支援を拡充すること。
- (7) 商店街・共同店舗等の活性化と個店経営強化のため、各種アドバイザー派遣事業や後継者対策事業等を強化すること。

3. 中小物流業対策の強化

- (1) 卸商業団地の組合員の倒産・廃業等によって生じた跡地について、組合員の円滑な入れ替え等ができるようにするため、組合が一時的に買い取る場合の借入金に関わる支援措置を講ずること。また、不動産取得税、登録免許税、消費税等について軽減措置を講ずること。
- (2) 中小運輸業の健全で安定した経営を可能とするため、原油価格の高騰に対応した燃料に係る税率の見直し、高速道路利用料金の引下げ、環境規制に対応した車両購入等新たな設備投資に対する助成等の対策を講ずること。
- (3) 改正道路交通法に基づく新たな駐車違反の取り締まりについては、地域や業務の現状を踏まえ、物流活動・商業活動・生活者の利便性に十分配慮した運用を行うこと。

4. 中小サービス業対策の強化

- (1) 今後の発展が期待されるサービス分野（生活充実型サービス業、事業充実型サービス業）とりわけ地域コミュニティを支える介護、宅配、子育て支援等のコミュニティビジネス（地域貢献型サービス業）やビジネス支援サービス業などの起業や事業活動に対して、積極的な支援策を講ずること。
- (2) 生活衛生関係サービス業によるサービスの質と生産性の向上を目指す自主的活動に対して、一層の支援を図ること。

【背景・理由】

1. 改正まちづくり三法の実効ある運用

コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを推進するため、まちづくり三法(大規模小売店舗立地法指針の改定、都市計画法の改正、中心市街地活性化法の改正)の見直しが行われた。これにより、大規模集客施設については、都市計画手続きを経ることによって地域の判断を反映した立地を確保し、また中心市街地におけ

る都市機能の増進と経済活力の向上を総合的、かつ、一体的に推進するための枠組みが整備された。

改正法の運用に当たっては、法改正の趣旨を踏まえ、国と地方公共団体が相互に連携して、実効ある適切な対応を図ることが必要である。特に、改正都市計画法が施行されるまでの間の大規模小売業者による「駆け込み出店・開発」を防止することはもちろん、市町村による「特別用途地区」の指定、都道府県による都市計画区域外での「準都市計画区域」の指定や広域調整の実施、大規模集客施設に対して地域商業者・コミュニティ等との連携・協力を求める「地域貢献ガイドライン」の制定などについて、国と地方公共団体が相互に連携し、適切な対応を行うことが必要である。

また、中心市街地において行われる商店街・商業者等が地権者などの幅広い参画を得て実施する商業活性化事業や、病院・文化施設等のまちなかへの立地、空きビルの再生、優良な共同住宅の供給などの取組みに対して重点的な支援が講じられることになっているが、中心市街地の支援に当たっては、「まち」の歴史性・文化性・経済性等を勘案し、地方都市にも十分配慮することが必要である。

2．商店街・共同店舗等と個店への支援強化

改正まちづくり三法のめざすコンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを推進するためには、改正中心市街地活性化法で位置付けられた「中心市街地活性化協議会」の立ち上げを支援するとともに、「認定中心市街地」で行われる商業施設の整備等に対する支援（戦略的中心市街地商業等活性化支援事業等）を拡充・強化することが必要である。

また、市街地のにぎわいを取り戻し、地域住民が暮らしやすいまちづくりを進めるためには、市街地の中心となる商店街・共同店舗等の魅力・利便性の向上が不可欠である。商店街のアーケード等の共同施設は、来街者のために商業者の負担で設置されるものであるが、公共性の高い共同施設であるため、その設置・保守・修繕・解体・撤去等について公的な支援が必要である。

さらに、商業者の自助努力を前提として、共同で行う商業活動や個店づくりに対する支援についても一層拡充する必要がある。このため、国の少子高齢化等対応中小商業活性化事業、各種アドバイザーの派遣事業を拡充・強化するほか、三位一体改革による都道府県への税源委譲に伴い国庫補助金が廃止された商店街等が行う施設等整備事業やソフト事業、後継者対策事業等についても、都道府県の事業として支援を強化することが必要である。

3．中小物流業対策の強化

中小卸売業の多くは卸商業団地を形成し、共同で流通業務の効率化を図り、環

境負荷の低減に寄与しているが、組合員の業態変化や倒産・廃業による脱退の増加により、団地の機能維持が難しくなっている。このため、団地機能を維持し立地環境の変化に対応するための支援が必要である。

また、中小運輸業は、原油価格の高騰による燃料価格の上昇、各種環境規制に対応した設備投資の負担増、荷主の時間指定配送の要請強化、改正道路交通法に基づく駐車違反の取り締まり強化等、経営環境は厳しくなる一方である。物流活動や商業活動を停滞させ、また生活者の利便を損なわないよう、健全で安定した経営を可能とする支援策が必要である。

4 . 中小サービス業対策の強化

サービス産業は、我が国の生産・雇用の7割弱を占め、製造業とともに我が国を支える“双発エンジン”として、今後の発展が期待されており、大胆な革新が求められている。特に、生活充実型サービス業や事業充実型サービス業の発展に対する期待が大きい。その中でも地域コミュニティを支える介護、宅配、子育て支援等のコミュニティビジネス（地域貢献型サービス業）やビジネス支援サービス業は、企業組合やNPO、ワーカーズ・コレクティブなどにより、新しい働き方や雇用の受け皿となっており、このような起業や事業活動に対する積極的な支援が必要である。

また、地域に密着した生活衛生関係サービス業について、サービスの質と生産性の向上を図るための自主的活動に対して一層の支援を行い、大胆な革新を図ることが不可欠である。

10 . 不当廉売等の防止及び下請取引の適正化の強化

中小企業者に不当な不利益を与える不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法や消費者の適正な商品選択を妨げる不当表示、過大な景品提供行為に対し、国は、監視・監督機能のさらなる強化を図り、迅速、かつ、厳正に対処するとともに、一層効果的な措置を講ずること。

また、親(元請)事業者による不当な不利益行為に厳正、かつ、迅速に対処し、これらの是正及び法令の遵守等により、下請事業者の利益を保護し、ルールある取引環境づくりを推進すること。

【具体的な要望事項】

1 . 不当廉売・優越的地位の濫用等の防止の強化

不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法や不当表示、過大な景品提供等の独占禁止法及び景品表示法等の違反行為に対して、迅速、かつ、厳正な対処を行うとともに、課徴金の対象とすることも含め、その禁止規定の実効性を確保する措置を講ずること。

また、不公正な取引方法の差し止め請求について、文書提出命令、団体訴権など一層効果的な措置を講ずること。

2 . 下請取引の適正化の強化

(1) ルールある取引環境づくりを推進するため、親事業者による極端な取引価格の要請・発注に対して厳しい監視・指導を行うほか、下請法違反行為にはより積極的に勧告・公表を行うことで抑止を促すなど、親事業者の優越的地位の濫用等不公正な取引に対して、厳正、かつ、迅速な処理を行うこと。

(2) 建設業についても、建設業関係法令や指針等の遵守を徹底するとともに、改善が必要な元請業者等に対して、建設業法に基づく「監督処分」「指名停止」等の措置を適時・適切に実施するなど、元請・下請関係の適正化を積極的に推進すること。

【背景・理由】

1 . 不当廉売・優越的地位の濫用等の防止の強化

(1) 公正取引委員会の不当廉売事案への平成17年度の対処件数は「申告」1,834件に対し、「注意」607件(「酒類」397件、「石油」130件、「その他」80件)であり、「酒類」や「石油」などの業種を中心として、不当廉

売の注意件数は依然として高い水準にあり、特定業種の大規模小売業が常習的に繰り返す事例が後を絶たないのが現状である。また、激化する低価格競争の中で、不当廉売や差別対価が引き起こされる危険性は増加している。

公正取引委員会は「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について（酒類ガイドライン）」（平成12年11月）、「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について（ガソリン等ガイドライン）」（平成13年12月）に続き、平成18年6月に「家庭用電気製品の流通における不当廉売、差別対価等への対応について（家電ガイドライン）」を策定したが、これらガイドラインに沿った適切、かつ、迅速な対処が必要である。

景品表示法の事件処理件数は、前年度に比べて合計数（平成16年度：764件、平成17年度：674件）は減少したものの、「排除命令」（平成16年度：21件、平成17年度：28件）や「警告」（平成16年度：21件、平成17年度：36件）の件数は増加しており、一層厳格な対処が必要である。

(2) 優越的地位の濫用については、相変わらず、大規模小売業が配送に係る過大なセンターフィーや協賛金等を中小納入業者に対して要請する例が見られるほか、金融機関による借り手企業からの借入れの申し出がない時の借入れの要請、契約に定めた返済期限を前倒しすることの要請、預金を創設・増額することの要請、預金以外の金融商品・サービスを購入することの要請などが行われているのが現状であり、厳正な対処が必要である。

(3) 現在、政府の「独占禁止法基本問題懇談会」で、不公正な取引方法に対する措置の在り方を含めて、独占禁止法における違反抑止制度の在り方等について検討が行われているが、不当廉売・優越的地位の濫用といった不公正な取引方法の違反行為に対しては、課徴金の対象とするなど、禁止規定の実効性を確保する措置を講ずるとともに、不公正な取引方法の差し止め請求について、文書提出命令、団体訴訟制度の導入など一層効果的な措置を講ずる必要がある。

2. 下請取引の適正化の強化

(1) ルールある取引環境づくりの推進

取引価格の適正化等の確保

原油価格や素材価格の高騰が続く中、中小企業は、原材料の確保難やコストアップの転嫁難、親事業者による極端に低い価格での取引要請等により、多大な負担を強いられ、その経営環境が疲弊していることから、下請事業者の利益を保護するため、適正価格での安定供給や取引価格の適正化の確保を図ることが必要である。

下請法違反行為に対する抑止力向上

平成16年の下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）改正に

より、下請法違反行為における勧告事案の公表が可能となった。平成17年には勧告事案が公表・報道され、下請法違反に対する社会的関心が高められたほか、勧告を受けた業界のみならず他業界においてもコンプライアンスへの取り組みが促されるなど、下請法の普及・啓発効果に加え、違反行為への抑止効果が認められている。ルールある取引環境づくりを推進するため、下請法違反行為に厳正、かつ、迅速に対処することにより、抑止力等の効果をさらに向上・強化させる必要がある。

(2) 元請・下請関係の適正化の積極推進

建設業において、依然として、下請契約において書面による契約が行われていないケースや元請業者によるいわゆる「指値」発注も多く見られることから、元請・下請関係の適正化をさらに徹底するため、改善が必要な業者に対しては、建設業法に基づく「勧告」「監督処分」等の措置を講ずるとともに、必要に応じて関係機関への「通報」を行うほか、「監督処分」が行われた場合には、これと連動して、発注部局においても「指名停止」等の措置を適時・適切に実施することが必要である。

11 . 環境・資源・安全対策への支援強化

循環型社会の構築に向け、中小企業及び中小企業組合が社会的課題に円滑に対応できるよう、環境対策施設の設置や土壌汚染対策等に対し、国及び地方公共団体は積極的に支援策の拡大措置をとること。

また、中小企業におけるBCP（緊急時企業存続計画・事業継続計画）策定・運用の普及促進のため、中小企業組合を活用した取組みを積極的に支援すること。

【具体的な要望事項】

- 1 . 中小企業が無理なく循環型社会に適應した経営を實踐できるよう技術導入、金融、税制等の充実整備を図ること。
- 2 . 環境関連法令の制定・改正に当たっては、国及び地方公共団体は、審議会等を通じて中小企業者の意見を十分聴取し、中小企業が確実に対応できるよう助成措置等について特段の配慮を行うこと。
- 3 . 中小企業組合等が共同で設置する環境対策施設等に対する積極的な支援を行うこと。
- 4 . アスベストを使用した構築物の処理や除去等を円滑に行うための補助制度の創設、融資制度の拡充等を行うこと。
- 5 . 土壌汚染対策法に基づく助成支援策として、土壌汚染の修復費用のみならず、調査費用も助成対象とするよう支援策の拡大措置を図ること。
- 6 . グリーン調達に係る支援制度の整備並びにグリーン購入法の周知徹底を行うこと。
- 7 . 食品産業で使用する原材料について、安心・安全・良質な原材料の確保対策を行い、原材料の内外価格差の是正及び安定供給対策の一層の強化を行うこと。
- 8 . 中小企業におけるBCPの策定・運用を広く普及するため、国・地方公共団体は、中小企業組合を活用したBCPの策定・運用への取組みを積極的に支援すること。また、地方公共団体は、地域的な協同組合と連携して中小企業のBCP策定・運用の普及促進に努めること。さらに、中小企業がBCPに対応するために実際に実施しようとする取組みについて金融・税制上の特別措置を講じること。

【背景・理由】

1．循環型社会形成の推進に対する支援策の強化

地球温暖化や限りある資源の有効活用など深刻化する環境資源問題は深刻な社会的問題となっており、循環型社会の構築のため、循環型社会形成推進基本法に基づく施策が展開されているところである。中小企業等においても循環型社会に適應するために、ISO14000シリーズ・エコアクション2.1取得、リサイクルシステムの構築・環境マネジメント・ゼロエミッション事業への支援強化・ライフサイクルの長い3R（リデュース・リユース・リサイクル）対応型製品の開発等が求められているが、経営資源の乏しい中小企業が個別に、これらへの対応を行うことは非常に困難である。これからの環境対策を円滑に推進していくために、国や地方公共団体は、設備の導入・技術開発等に対して、予算・金融・税制をはじめとする各種支援策を充実強化することが必要である。

2．廃棄物処理対策

産業廃棄物の最終処分量は年々減少傾向にあるものの、受け入れ可能な最終処分場の残余数の逼迫や、廃棄物から出る有害物質など、全国規模で廃棄物の適正処理が重要な環境問題となっている。また、中小企業にとって、廃棄物処理に係るコスト負担が大きな重圧となっている。

このため、国や地方公共団体等による新たな産業廃棄物等の最終処分場の建設を促進し、中小企業組合等が共同で産業廃棄物等を処理するための設備等の導入に対する支援及び廃棄物の収集運搬に係る許可制度や手続きの見直し・簡素化をより一層推進する必要がある。

3．アスベストに係る中小企業者支援について

アスベストを使用した構築物の処理や除去等は喫緊に取り組まなければならない社会的問題であるが、中小企業が個々にアスベスト対策を行うには大きな経済的負担を背負うこととなる。そのため補助制度の創設や融資制度の拡充はもとより、アスベスト処理に必要な資格制度の充実・強化を図り、公共工事の適正な工事積算を行うことが必要である。

4．食の安全確保

食品衛生法の改正により、原材料の安全性の確保、自主検査の実施、仕入元の記録の作成等の責務が強化された。また、一定量を超えて農薬等が残留する食品等の販売を禁止する制度（ポジティブリスト制度）が平成18年5月29日から施行されている。本制度は販売した商品に使用した原材料に農薬等が残留していた場合、製造した食品加工業者に回収等の責任が生じ、罰則規定がある。食品加

工業者はこれらに対応するためのシステム構築等、多大な負担を強いられていることから、その対応について支援することが必要である。

5 . 中小企業組合を活用したBCPの策定・運用に対する支援

地震や台風、集中豪雨などの自然災害による事業中断は、中小企業においてはそのまま廃業や倒産といった企業体の消滅に直結し得る。また、事業中断が長期間に及べば、当該企業だけにとどまらず、地域経済に大きな打撃を与えるほか、サプライチェーン全体を停止させ、その影響は日本全体に及ぶことも予想される。

災害による影響を最小限に抑えるためには、事業継続と早期復旧に主眼を置く「中小企業BCP」の策定・運用が有効とされている。

中小企業が緊急時に機動的な対応を取って企業を存続させ、事業を継続していくためには、中小企業自らBCPを策定・運用することが肝要であるが、中小企業が個別にBCPを策定・運用することには困難が伴うことが予想され、中小企業組合を活用することが合理的・効果的である。

中小企業庁が本年2月に作成・公表した「中小企業BCP策定運用指針」においては、個々の企業に限らず、複数の企業が連携してBCPの策定・運用に当たると事業継続の面で効果的であり、「同業者の協同組合」では、緊急時において相互に要員応援や代替生産を行うことやBCPの内容を相当に共通化することができ、また、「地域的な協同組合」では、緊急時対策のための施設や資機材を共同で設置・備蓄することや（例：津波避難用タワー、衛星電話、防災用品）緊急時において支援的な業務を相互に要員協力できること（例：食料の調達、事業所内の片付け）などが例示されている。

中小企業におけるBCPの策定・運用を広く普及するため、国・地方公共団体は、中小企業組合を活用したBCPの策定・運用への取組みを積極的に支援すべきである。

また、地方公共団体は、地域的な協同組合を活用して中小企業のBCP策定・運用の普及促進に努めることが重要である。

さらに、中小企業がBCPに対応するために実際に実施しようとする取組みについて金融・税制上の特別措置を講じることが重要である。

12．組合等を中心としたICT対応支援策の拡充

情報コミュニケーション技術（ICT）の利活用が進む大企業と中小企業の格差拡大を防ぐため、中小企業における情報担当者の育成、組合等が行う電子商取引システム開発等への支援を拡充するとともに、個人情報保護法への対応、情報セキュリティ対策に対する一層の支援拡充を図ること。

【具体的な要望事項】

- 1．中小企業における情報システム担当者の育成支援、中央会が実施する情報化相談等の支援事業を拡充するとともに、組合等が行う電子商取引システムを含むビジネス情報ネットワークシステム及び組合員向け業務用アプリケーションの企画・開発、構築したシステムの啓蒙・普及についての支援を拡充すること。
- 2．個人情報を保護するため、個人データの洗出しと保護方針や規程類づくり、情報セキュリティ導入などに伴う人的・物理的及び技術的な安全管理措置への対応に際しては、業種・業態に応じた講習会の実施など、組合等を中心とした中小企業における個人情報保護への対応、情報セキュリティ導入に対する支援を拡充すること。

【背景・理由】

インフラ整備を目標とした「e-japan構想」から、情報コミュニケーション技術（ICT）の利活用を推進し、ユビキタス社会を実現するために、2010年を目標とした「u-japan構想」が進められている。我が国では、非接触ICカード、ネットワーク機能を具備した機器、電子タグ等が発展し、小学校の登下校時の携行、図書館での利用、車両管理への導入など、安全・安心な生活環境の実現やエネルギー、医療、環境等をキーワードにした情報技術の活用分野が拡大している。

また、固定電話からIP電話、電子メール等に通信手段がシフトし、携帯電話からのネットオークション、ネットショッピングへの参加、映像コンテンツの配信、さらにはブログ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS：友人知人等の社会的ネットワークをオンラインで提供することを目的とするコミュニティ型のインターネットサービス）など、自由活発な情報発信を行う消費者発信型メディアが台頭し、モバイル、ブロードバンドを活用したユビキタスネットワーク（人々がネットワークの存在を意識することなく、いつでも、どこでも、ネットワーク、端末、

情報の内容等を自在に安心して利用できる情報通信ネットワーク)が進展してきている。

1．情報システム担当者育成と情報ネットワークシステム構築等への支援の拡充

情報技術(IT)は、既に導入から利活用の段階に進み、中小企業においても、業務の効率化だけでなく、コミュニケーションツールとして活用する意義から、電子商取引や新たなビジネスチャンスの開拓に果敢に挑戦するICT化を図ることが不可欠となっている。また、企業活動や消費者の生活領域でICTが進展し、ライフスタイルの変化が顕著となる中で、ユビキタス社会が及ぼす経済社会環境の変化へどのように対応していくのかが中小企業の重要な経営課題となっている。

しかし、たとえ経営トップが情報コミュニケーション技術を指向しても、中小規模の事業者には効果的な導入方法の選択が困難であったり、現場で推進する人材の不足、システム開発から導入に際しての資金不足等などの諸問題を抱え、円滑に対応することは難しい。

中小企業がこれらの課題をクリアして、経営基盤の充実と経営革新を図るためには、組合等連携組織を活用した情報戦略研修、人材育成に取り組むための支援の充実のほか、組合等が行う情報ネットワークシステムの構築、組合員向け業務用アプリケーションの企画・開発等による負担とリスクの軽減を図るための支援の拡充が是非とも必要である。

2．個人情報保護への対応と情報セキュリティ導入に対する支援の拡充

昨年4月1日に完全施行された個人情報保護法への対応は、中小企業では著しく遅れが目立ち、法で定める個人情報取扱事業者としての自覚の有無及びその責務、並びに個人情報の取扱いについて、各団体等でさまざまな意識や行動の格差がみられるところである。

個人情報保護への対応は、情報セキュリティ対策の実施とともに中小企業にとって最重要課題となっているが、人材、資金等の制約から対応に迅速さを欠いており、法制度の円滑な運用のためにも、これまで以上に、個別中小企業を取りまとめている業界団体、組合等を中心とした啓発・普及活動に対する早急、かつ、手厚い支援策が必要である。